

豊中市ブロック塀等撤去補助金交付要綱

平成30年8月10日実施
平成30年8月14日改正
平成31年4月1日改正
令和2年4月1日改正

(目的)

第1条 この要綱は、本市の区域内に存する道路に面するブロック塀等の撤去を実施する者に対し、豊中市ブロック塀等撤去補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて必要な事項を定め、もって地震等により道路に面したブロック塀等の倒壊に伴い生じる被害を未然に防ぎ、道路の通行の安全確保を目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 コンクリートブロック塀、石塀、コンクリート塀、レンガ塀又は土塀等をいう。
- (2) 道路 公道のほか不特定多数の通行の用に供されていると認められる道路をいう。
- (3) 撤去工事 ブロック塀等の全てを取り除く工事をいう。

(補助対象ブロック塀等)

第3条 補助の対象となるブロック塀等（以下「補助対象ブロック塀等」という。）は、本市の区域内に存する道路に面し、ブロック塀等と道路の接地面からブロック塀等の部分の頂部までの高さが60センチメートルを超えるブロック塀等（ただし、同様の目的の補助金の交付を受けて撤去するブロック塀等は除く。）とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「申込者」という。）は、補助対象ブロック塀等が設置されている土地の所有者又はその地に存する建築物の所有者であって、当該補助対象ブロック塀等を撤去する者であること。

- 2 所有者が複数である場合は、工事を行うことに対し、申込者以外の所有者の同意を得ていること。
- 3 前2項の規定にかかわらず、市長が必要と認める場合は、市長が相当と認める者を補助対象者とすることができる。

(補助対象経費)

第5条 補助の対象経費（以下「補助対象経費」という。）は、撤去工事に要した費用とする。

(補助金の交付額等)

第6条 補助金の額は、次に掲げる額のうち、最も少ない額とする。

- (1) 撤去工事に要した費用の5分の4に相当する額
- (2) 撤去するブロック塀等の見付面積1㎡当たり13,000円として計算した時の5分の4に相当する額
- (3) 200,000円

2 前項の規定による補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付申込み)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、撤去工事を行う前に、豊中市ブロック塀等撤去補助金交付申込書に次に掲げる書類を添えて、市長に申込まなければならない。

- (1) 所有者であることがわかる書類
- (2) 誓約書
- (3) 補助対象ブロック塀等のチェックリスト
- (4) 撤去工事に要する費用がわかる見積書の写し
- (5) 撤去工事工程表
- (6) 付近見取図
- (7) 現況写真
- (8) 見付面積がわかる図書
- (9) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の交付申込みは、同一敷地につき1回限りとする。

(補助金の交付決定及び通知)

第8条 市長は、前条の規定による申込みがあった場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定し、申込者に対し豊中市ブロック塀等撤去補助金交付決定通知書により通知するものとする。

(変更の申込み)

第9条 前条の補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、前条の規定による補助金の交付決定の通知後において当該撤去工事の内容を変更しようとするときは、第7条の規定に準じ、豊中市ブロック塀等撤去補助金交付変更承認申込書及び変更に係る第7条に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による変更の承認の申込みがあった場合は、市長は前条の規定に準じて内容の審査等を行い、適当と認めたときは、承認を行い、豊中市ブロック塀等撤去補助金交付変更通知書により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付申込みの取下げ)

第10条 補助事業者は、撤去工事に着手するまでの間、第7条の規定による補助金の交付の申込みを取り下げることができる。

2 第7条の規定による補助金の交付の申込みを取り下げようとする者は、取下届を市長に提出しなければならない。

3 第1項の取下げがあったときは、第8条の規定による補助金の交付の決定がなかったものとみなす。

(決定の取消し又は変更)

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助事業者がこの要綱に違反したとき。
- (2) 補助事業者が虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) 補助事業者が市長の承認を受けずに撤去工事の内容を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行を見込めないとき。
- (4) 補助対象経費が減少したとき。
- (5) 補助事業者が撤去工事に該当しない工事を行ったとき。
- (6) 撤去工事後に補助対象ブロック塀等が道路に残存したとき、または突出したとき。
- (7) その他市長が不相当と認めたとき。

2 前項のほか、市長は、補助金の交付を決定した場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

3 市長は、前2項の規定による取消し又は変更を決定したときは、豊中市ブロック塀等撤去補助金交付決定取消通知書又は豊中市ブロック塀等撤去補助金交付変更通知書により、当該補助事業者に通知するものとする。

(着手届)

第12条 補助事業者は、豊中市ブロック塀等撤去補助金交付決定通知書を受領後、速やかに撤去工事に着手するものとし、着手したときは、直ちに着手届を提出しなければならない。

(工事廃止届)

第13条 補助事業者は、撤去工事に着手した後において、やむを得ない事情等により当該撤去工事を廃止する場合は、工事廃止届を市長に提出しなければならない。

(完了実績の報告)

第14条 補助事業者は、撤去工事の完了後、豊中市ブロック塀等撤去工事完了実績報告書に次に掲げる書類を添えて、指定された期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 撤去工事に要する費用がわかる領収書の写し
- (2) 撤去工事完了後の写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第15条 市長は、前条の豊中市ブロック塀等撤去工事完了実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、撤去工事が適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、豊中市ブロック塀等撤去補助金交付額確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第16条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、豊中市ブロック塀等撤去補助金交付請求書を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

(補助金の交付)

第17条 市長は、前条の豊中市ブロック塀等撤去補助金交付請求書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助事業者に補助金を交付するものとする。

(立入検査)

第18条 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、職員に撤去工事の状況若しくは当該撤去工事の実施に関する帳簿、書類その他の物件（以下「帳簿等」という。）を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

(帳簿等の整備)

第19条 補助事業者は、帳簿等を常に整備しておかなければならない。

2 補助事業者は、市長から帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

(書類の保存)

第20条 補助事業者は、帳簿等を当該補助事業が終了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(補助金の返還)

第21条 市長は、第11条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る補助金を既に交付しているときは、豊中市ブロック塀等撤去補助金返還命令書により、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(市長の指示)

第22条 市長は、補助事業者に補助金の使用に関し、必要な指示や指導をすることができる。

(豊中市補助金等交付規則との関係)

第23条 補助金の交付については、この要綱に定めるもののほか、豊中市補助金等交付規則（昭和57年豊中市規則第15号）の定めるところによる。

(申込書等の様式)

第24条 この要綱による申込書等の様式については、市長が別に定める。

(施行細目)

第25条 前各条に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年8月10日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年8月14日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。